第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30間 2時間30分

A-1	「無線局」の定義として、	電波法 (第	32条)	の規定に適合するものはどれか。	下の1から4までのうちから一つ選べ。
-----	--------------	--------	------	-----------------	--------------------

- 1 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 2 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 電波を利用して、符号、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2	無線局の免許を与えないことができる者として、	電波法 (第5条)	の規定に適合するものはどれか。	下の1から4までのうちから一つ選
-	`			

- 1 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2 年を経過しない者

A-3	アマチュア無線局の予備免許中の工事設計等の変更に関する記述として、電波法(第8条及び第9条)の規定に適合しないものはどれか。
	5の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申詢があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令 で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来たすも のであってはならず、かつ、電波法第3章(無線設備)の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽徴な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なけれ ばならない。
- * 双いた 老は、無効の悪の乳機相話も亦用したレミけ、終終十日に届け出かければからない。

接地された金属遮蔽体

4 350ボルト

4	予備免許を受けた者は、	無線設備の設置場所を変	更したときは、総務大臣に届け出なければならない。
k	こ入れるべき最も適切な字句	可の組合せを下の1から4 A 、電波の型式、周波	まの変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内までのうちから一つ選べ。 な数、空中線電力又は B の指定の変更を申請した場合において、 C と認め
;	A 1 無線設備の設置場所 2 無線設備の設置場所 3 識別信号 4 職別信号	通信事項 海河 海州	は放の規整その他公益上必要がある と信の除去その他特に必要がある と信の除去その他特に必要がある 致政の規整その他公益上必要がある
į	べき最も適切な字句の組合 高圧電気(高周波若しく 破器・整流器その他の機器	せを下の1から4までのか は交流の電圧 A 又のは、外部より容易に触れる	述べたものである。電波法施行規則(第22条)の規定に照らし、 内に入れる うちから一つ選べ。 は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。)を使用する電動発電機、変圧器、ろ ることができないように、絶縁遮蔽体又は B の内に収容しなければならない。た 誘所に装置する場合は、この限りでない。
	2 300ボルト 接	風遮蔽体 地された金風遮蔽体 風遮蔽体	C 無線従事者 取扱者

取扱者

A-6					帯幅」の定義である。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、 内に入れ うちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。
	② え テ	対の特性周波 「占有周波数 られた発射に レビジョン伝	数の「A」	からの許容することがで その上限の周波数を超え れる全平均電力の B の比率が占有周波	6周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又はできる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。 とて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与 【に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、 皮数帶幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、
	1 2 3	A 基準周波数 基準周波数 割当周波数 割当周波数	B 0. 5パーセ 5パーセ 5パーセ 0. 5パー	ントント	
A-7	7 次 に入	の記述は、 设 れるべき最も	・信装置の周波・適切な字句の	数の安定のための条件に 組合せを下の1から4ま	こついて述べたものである。 無線股備規則(第15条)の規定に照らし、 内 までのうちから一つ選べ。
	ば ② な ③	ならない。 周波数をその い。 移動局(移動)許容偏差内に かするアマチュ		型は、できる限り A の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなけれ 客の方式は、できる限り B の変化によって影響を受けないものでなければなら 型は、実際上起こり得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するも
	1 2 3	でなければな A 外囲の温度ご 外囲の温度ご 電源電圧又に 電源電圧又に	又は湿度 又は湿度 は負荷	B 電源電圧又は負荷 電源電圧又は負荷 外囲の温度又は湿度 外囲の温度又は湿度	C 振動又は衝撃 気圧の変化 気圧の変化 振動又は衝撃
A-8	8 次 るペ	くの記述は、3 くさ最も適切り	空中線の指向物 な字句の組合も	特性を定める 事 項について せを下の1から4までのう	て述べたものである。 無線設備規則(第22条)の規定に照らし、 内に入れ うちから一つ選べ。
	空 (1) (2) (3) (4)	主幅射方向 A の 空中線を散	1及び国	の幅	る。 C電波の伝わる方向を B もの
		A 垂直面 垂直面 水平面 水平面	B 乱す 妨げる 乱す 妨げる	C 給電線 カウンターポイズ 給電線 カウンターポイズ	
A-	9 f	無線局が相手 9条の2)の	局を呼び出そ 規定に適合す	うとする場合において、 るものはどれか。下の1;	他の通信に混信を与える。虞があるときにとるべき措置として、無線局運用規則(第から4までのうちから一つ選べ。
	1	その通信が	終了した後で	なければ呼出しをしては 後でなければ呼出しをし	はならない。

3 試験電波の発射を行い、他の無線局から発射の停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

4 空中線電力を低下して呼出しを行い、他の無線局から呼出しの停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

A-10 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。 無線局運用規則 (第18条及び第26条) の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
自局に対する A ときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「 B 」を使用して、直ちに応答しなければならない。
A B 1 呼出しであることが確実でない呼出しを受信した
A-11 無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときの発射する前の措置として、無線局運用規則(第39条)の規定に 適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 1 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめる。 2 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数によって他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめる。 3 空中線電力が免許状に記載されたものとなるように送信機の出力を課整する。 4 自局の発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定する。
A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則(第258条及び第259条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
① アマチュア局は、自局の発射する電波が A 支障を与え、若しくは与える。旗があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、避難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。 ② アマチュア局の送信する通報は、B であってはならない。
A B 1 重要無線通信を行う無線局の運用に 長時間継続するもの 2 重要無線通信を行う無線局の運用に 他人の依頼によるもの 3 他の無線局の運用又は放送の受信に 他人の依頼によるもの 4 他の無線局の運用又は放送の受信に 長時間継続するもの
A-13 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信方法について述べたものである。無線局運用規則(第12条、第13条及び 第135条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号及びそのモールス符号の組合せ を下の1から4までのうちから一つ選べ。
電波法第74条 (非常の場合の無線通信) 第1項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」(欧文であるときは、「 「 」 」) を前置して行うものとする。
路符号 モールス符号 1 OSO ・・・ーー・・ 2 OSO ーー・・・ーーー・ 3 EXZ ・ ー・・ー ーー・・ 4 EXZ ・ ー・・ー ーーー・・ 注 モールス符号の点、線の長さ及び開闢は、簡略化してある。
A-14 モールス無線通信において、「こちらは、空電に妨げられていません。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用 規則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
1・- ・・・・ - ・・・・ 2・- ・-・ ・- ・ 3・- ・・・・・・・・・・・・・・

	字句	モールス符号		
-	BANGKOK			
	2 JAKARTA			
	B MANILA			
4	4 SINGAPORE			-••
	注 モールス符号の点、線の長さ及び	が開は、簡略化してある。		
A-16	CFHMUZ46 をモー	ルス符号で表したものはどれか。 無線局運	用規則(第12条及び別表第	1号)の規定に照らし、下の1から4
5	までのうちから一つ選べ。			
	l·			
	2			
	3			
4	1		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	注 モールス符号の点、線の長さ及び	の問題は、倫格化してある。		
			- to) 10-4 100 to 1	
		について述べたものである。電波法(第7		
¥	且合せを下の1から4までの	うちから―〜つ選べ。なお、同じ記号の	」内には、同じ字句が入る	ものとする。
	described a second to the second		deban eth ber debekketerbr. or Wesleh III	- v 同 ギリント・v) = p (・>) コ マ w (od ボン 1 / > +) -) -)
		合は、その職員を無線局に派遣し、その無	解設幅、無縁促争者の資格及	の貝数亚いに時計及の各類を検針させ
	ることができる。	The second state of the se	1	- Mathematical Company
(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	が電波法第28条の総務省令で定める。	ものに適合していないと認め、	て、当該無線局に対して B 電波
	の発射の停止を命じたとき	· .	a de militaria A matail well a	an important the second state of the second st
(2) (1)の命令を受けた無線	見局からその発射する <u>A</u> が電波法第2	28条の総務省令の定めるもの	のに適合するに至った旨の申出があっ
	たとき。			
(3) その他 C 特に必要	要があるとき。		
(3) その他 <u>C</u> 特に必要	要があるとき。 B	С	
			C 国波法の施行を確保す	るため
	A	В	電波法の施行を確保す	るため
; ;	A 1 電波の質	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて	電波法の施行を確保す	
:	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す	
:	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す	
:	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す	
:	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため	るため
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 次の記述は、無線局の免許	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて けの偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(るため
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(るため
A—18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 、での記述は、無線局の免許	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 及も適切な字句の組合せを下の1から4まで	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら
A—18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許人は、次に 1 無線局の免許人は、次に	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 及も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら
A—18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 配波の質 3 配波の型式及び空中線電 4 配波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許 し、 内に入れるべきが (1)	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 及も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら
A—18	A 1 留波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許 し、 内に入れるべきが り 無線局の免許人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 次の記述は、無線局の免許 、	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて けの偏差 臨時に けの偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の返	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 運用の制限をされたとき。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許 、	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 運用の制限をされたとき。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 次の記述は、無線局の免許 、	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて けの偏差 臨時に けの偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の返	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 運用の制限をされたとき。	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 大の記述は、無線局の免許 し、	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて けの偏差 臨時に けの偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の返	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 次の記述は、無線局の免許 人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において ② 総務大臣は、 C その ることができる。 A	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 扱も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の追 の他無線局の適正な運用を確保するため必要	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 5 次の記述は、無線局の免許 人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (2) 総務大臣は、 C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 最も適切な字句の組合せを下の1から4まで 掲げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の遅 の他無線局の適正な運用を確保するため必要 4条(非常の場合の無線通信)第1項に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め
A-18	A 1 留波の質 2 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 5 での記述は、無線局の免許 人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (3) 無線局が外国において (2) 総務大臣は、 C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7 規定する通信の訓練のた	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 臨時に 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 人が総務大臣に対して行う報告等について 扱も適切な字句の組合せを下の1から4まで 提げる場合は、総務省令で定める手続によ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の遅 の他無線局の適正な運用を確保するため必要 4条(非常の場合の無線通信)第1項に めに行う通信	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免 B	第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C 混信の除去
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 5 で記述は、無線局の免許人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (3) 無線局が外国において (2) 総務大臣は、 C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7規定する通信の訓練のた 2 非常通信又は電波法第7	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 法人が総務大臣に対して行う報告等について 没も適切な字句の組合せを下の1から4ます 掲げる場合は、総務省令で定める手続によっ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の違 の他無線局の適正な運用を確保するため必ず 4条(非常の場合の無線通信)第1項に めに行う通信 4条(非常の場合の無線通信)第1項に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	るため 第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 5 大の記述は、無線局の免許人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (3) 無線局が外国において (2) 電波法又は C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7規定する通信の副練のた 2 非常通信又は電波法第7規定する通信の副練のた	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 法人が総務大臣に対して行う報告等について 没も適切な字句の組合せを下の1から4ます 掲げる場合は、総務省令で定める手続によっ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の違 の他無線局の適正な運用を確保するため必ず 4条(非常の場合の無線通信)第1項に めに行う通信 4条(非常の場合の無線通信)第1項に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C 混信の除去 無線通信の秩序の維持
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 2 次の記述は、無線局の免許人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (3) 無線局が外国において (2) 電波法又は C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7規定する通信の訓練のた 2 非常通信又は電波法第7規定する通信の訓練のた 3 非常通信	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 法人が総務大臣に対して行う報告等について 没も適切な字句の組合せを下の1から4ます 掲げる場合は、総務省令で定める手続によっ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の違 の他無線局の適正な運用を確保するため必ず 4条(非常の場合の無線通信)第1項に めに行う通信 4条(非常の場合の無線通信)第1項に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C 混信の除去 無線通信の秩序の維持 混信の除去
A-18	A 1 電波の質 2 電波の質 3 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 4 電波の型式及び空中線電 5 大の記述は、無線局の免許人は、次に (1) A を行ったとき (2) 電波法又は B の (3) 無線局が外国において (3) 無線局が外国において (2) 電波法又は C その ることができる。 A 1 非常通信又は電波法第7規定する通信の副練のた 2 非常通信又は電波法第7規定する通信の副練のた	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 臨時に 法力の偏差 3箇月以内の期間を定めて 法人が総務大臣に対して行う報告等について 没も適切な字句の組合せを下の1から4ます 掲げる場合は、総務省令で定める手続によっ の規定に違反して運用した無線局を認めたと て、あらかじめ総務大臣が告示した以外の違 の他無線局の適正な運用を確保するため必ず 4条(非常の場合の無線通信)第1項に めに行う通信 4条(非常の場合の無線通信)第1項に	電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 電波法の施行を確保す 犯罪捜査のため 述べたものである。電波法(でのうちから一つ選べ。 り、総務大臣に報告しなけれ とき。 題用の制限をされたとき。 要があると認めるときは、免	第80条及び第81条)の規定に照ら ばならない。 許人に対し、無線局に関し報告を求め C 混信の除去 無線通信の秩序の維持

A-15 アルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則(第12条及び別表第1号)の規定に照らし、アルファベット

の字句及びそのモールス符号の組合せが適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

A-19	础	皮法施行規則	出団(公益社団法人を除 (第43条の4)の規定(司の免許人が行わなければならないことを述べたものである。 ₹も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから──○選
	^;				
			マチュア局の免許人は、 A B なければならない	Lancer and the second	ようとするときは、あらかじめ総合通信局長(沖縄総合通信事
	2	A 定款 定款 代表者	B の許可を受け に届け出 の許可を受け		
		代表者	に届け出		
A-20	ЬÌ	箇切な字句の制	B合せを下の1から4まで	でのうちから一つ選べ。	波法(第79条)の規定に照らし、 内に入れるべき最
	Ø	B するこ	ことができる。	(3) までのいずれかに該当するとき 又はこれらに基づく処分に違反した	は、その免許を取り消し、又は [A] 以内の期間を定めてそ
	(2)	不正な手段	により免許を受けたとき		
		A 3箇月 3箇月	B 業務に従事することを作無線設備の操作の範囲を		
	3	6箇月 6箇月	業務に従事することを作 無線設備の操作の範囲を	争止	
		無線局からの復 5一つ選べ。	社信を防止するための措 備	置として、無線通信規則(第15条)の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうち
			は、不要な伝送、過剰な信 (局の識別) に定める例が		官号の伝送、識別表示のない 信号の伝送を禁止する (無線通信
			るために、不要な方向への して、最小にしなければな		、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をで
	3				には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければなら
			終を満足に行うため必要	要な最小限の電力で輻射する。	
				:係る違反の通告について述べたもの 「の1から4までのうちから一つ選	つである。無線通信規則 (第15条) の規定に照らし、 内、
	② ③	局が行った重	近大な違反に関する申入れ その権限が及ぶ局が国際領	uは、これを認めた主管庁から E	を認めた局は、この違反について A に報告する。 I に行わなければならない。 の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して費
	1	A 国際電気通信	蓮合の事務総局長	B この局を管轄する国の主管庁	C 必要な措置をとる
	3	その局の属す	部連合の事務総局長 ける国の主管庁 ける国の主管庁	この違反を行った局 この違反を行った局 この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に報告する 国際電気通信連合の事務総局長に報告する 必要な措置をとる

A-2		吹の配述は、許可書につい 合せを下の1から4までの	ヽて述べたものである。 無 のうちから──つ選べ。	線通信規則(第1	8条) の規定に照	らし、 一 内に入れ	いるべき最も適切な字句の
	V	、ても、 A ことがで	の政府が適当な様式で、 きない。ただし、無線・面 B に従い、 C を	宮規則に定める例	小の場合を除く。	る許可掛がなければ、個	見人又はいかなる団体にお
	2 3	A 管理し、又は保守する 管理し、又は保守する 設置し、又は運用する 設置し、又は運用する	B 国際電気通信連合窓 その属する国の法令 国際電気通信連合窓 その属する国の法令	章及び国際電気通		無線通信の規	注律 Yee
A-2			送務について述べたもので 54までのうちから一つ選		側 (第25条) の	規定に照らし、	内に入れるべき最も適切
	2	アマチュア局は、その伝	国際電気通信連合条約及 送中 B 自局の呼出 マチュア局が準備できる。	符号を伝送しなけ	ればならない。		
	2	A 技術特性に関する 技術特性に関する すべての すべての	B 30分を標準として 短い間隔で 30分を標準として 短い間隔で	C 緊急時 災害救助時 緊急時 災害救助時			
в-:			5線局の廃止等について述 入れるべき最も適切な字句				78条及び第113条)の
	② ③ ④	免許人が無線局を廃止し 無線局の免許がその効力 無線局の免許がその効力 るために必要な措置を請	ア ときは、その旨 たときは、免許は、その Jを失ったときは、免許人 Jを失ったときは、免許人 むなければならない。 は オ 以下の罰金にな	効力を失う。 であった者は、 であった者は、 遅	イ 以内にその第	踏状を ウ しなけ	
		廃止した21 億廃止する71 (5月 3 廃棄 0日 8 返納		5 30万円 10 50万円		
в-:			波法 (第31条) 及び電 0を1、該当しないものを			定に照らし、周波数測点	三装置を備え付けなければ
				• 114 (-3.5H. Mb			

- ア 26.175MHz以下の周波数の電波を利用する送信設備
- イ 空中線電力10ワット以下の送信設備
- ウ 電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっている送信設備
- エ 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得る送信設備
- オ アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けている送信設備

	字句	モールス符号			
-	ALFA		• —		
•	DELTA		- •-		
-	ЕСНО				
	KILO				
オ	LIMA		-•		
	注 モールス符号の点、 綿の長さ及び	阿ශは、簡略化してある。			
K	入れるべき最も適切な字句を	を下の1から10までのうち	からそれぞれ一つ選~	: (第52条から第55条まで) 、 はならない。 ただし、 次に掲げ	
Ų.	でない。	深急通信 (3) 安全通信		(5) 放送の受信	SAME OF CIAC COND.
	(6) その他総務省令で定め		السلسا ١٠٠	(0) (0)	
_) 無線局を運用する場合に い。ただし、避難通信につい	· ————	号、電波の型式及び周	波数は、免許状に記載された	ところによらなければならな
3) 無線局を運用する場合に ては、この限りでない。	おいては、空中線電力は、次	の(1)及び(2)に定める	らところによらなければならな	い。ただし、遭難通信につい
	(1) 免許状に記載された[
	(2) 通信を行うため オ				
4			れば、運用してはなら	っない。 ただし、 ①の(1)から((6) までに掲げる通信を行う場
	合及び総務省令で定める場合	計は、この限りでない。			
1	通信事項	2 通信の相手方若しくは	通信事項		
3	非常通信	4 非常の場合の無線通信			
5	無線設備の設置場所	6 無線設備の工事設計			
7	ものの範囲内	8 ところによるもの			
9	十分なもの	10 必要最小のもの			
в-5		ない無線局及び受信設備に 別な字句を下の1から10ま		述べたものである。 電波法(『 れ一つ選べ。	第82条)の規定に照らし、
Œ				色許等を要しない無線局」とい	
				間の機能に ア な障害を	:与えるときは、その設備の
_	【 イ 」 に対し、その障害を	ウするために必要な対	間位をとるべきことを	命することができる。	
(2				・目的とする [] について 5場所に派遣し、その設備を [
1	総総的かつ重士 9	所有者♥けよ有者 3	除去 4	受信設備以外の受信設備	5 撤去
6	重大 7	施設者又は利用者 8	宝地に飘杏 の	・ 受信的備	10 検査
·		WENCE VIOLANIE	> Commonwealth of	~IHHOUN	± О прошен
B-6	局の技術特性に関する次の	記述について、無線通信規則	(第3条) の規定に通	合するものを1、適合しない	ものを2として解答せよ。
ア	すべての無線局について、	スペクトルの効率的な使用	に適する周波数帯幅加	は散技術が使用されなければな	らない。
				盾規則に適合しなければなら	
				とする。特に選択度特性は、	
		規定に留意して、適当なもの			

エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅

オ 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げら

を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。

れる。

B-3 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則(第12条及U別表第1号)の規定

に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

平成24年12月期

第一級アマチュア無線技士 「法規」 合格基準及び正答

1 試験問題記号 HY412 30問 2時間30分

2 合格基準

満点及び合格点満点150点合格点105点配点内訳A問題24問120点(1問5点)

B問題 6問 30点(1問5点、ただし、小設問各1点)

3 正答

A問題	A問題				
問題	正答				
(A-1)	2				
[A-2]	4				
[A-3]	4				
[A-4]	3				
(A-5)	2				
(A-6)	11				
[A-7]	4				
[A-8]	3				
[A-9]	1				
[A - 10] [A - 11] [A - 12] [A - 13] [A - 14] [A - 15]	4				
[A - 11]	1				
[A - 12]	3				
[A - 13]	3				
[A ~ 14]	3				
[A - 15]	4				
[A - 16]	4				
[A - 17]	1				
[A - 18]	4				
[A - 19]	2				
[A - 20]	11				
[A - 17] [A - 18] [A - 19] [A - 20] [A - 21] [A - 22]	3				
	4				
[A - 23]	3				
[A - 24]	4				

	B問題				
問題		正答			
	ア	6			
	イ	2			
(B-1)	ゥ	8			
	I	9			
	オ	5			
	ア	1			
	1	2			
(B-2)	ウ	2			
	アイウェオアイウェオアイウ	2			
	才	2			
	ア	2			
	イ	2			
(B-3)	ウ	1			
	エ	2			
	オアイウェ	2			
	ア	2			
	1	3			
[B-4]	ゥ	5			
	I	7			
	オ ア イ ウ ェ オ	10			
	ア	11			
	1	2			
(B-5)	ゥ	3			
	I	4			
	オ	10			
	ア イ ウ	2			
	1	1			
(B-6)	ゥ	1			
	エ	1			
	オ	1			